

○ 自動車点検基準（昭和二十六年運輸省令第七十号）  
自動車点検基準の一部を改正する省令案 新旧対照条文

（傍線の部分は改正部分）

改 正 案	現 行
第一、二条（定期点検基準） おは、次に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）の区分に応じ、当該各号に定めると 三、法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車（被牽引自動車に （削除） 四、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除 五、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限 第三、二条（略） 一、次（略） （削除） 八、家用検査対象外軽自動車（二輪の軽自動車を除く。） （点検整備記録簿の記載事項等） 及、第三号に掲げる自動車にあつては二年間とする。同条第四号 （点検等を含む） 二、法第五十四条第四項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗 （削除） 三、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除 （削除） 四、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除 五、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限	第一、二条（定期点検基準） おは、次に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）の区分に応じ、当該各号に定めると 一、法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車 別表第三 （新設） 二、法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除 三、法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限 四、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車 別表第六 （新設） 第三、二条（略） 一、次（略） （略） 五、家用検査対象外軽自動車（側車付二輪自動車を含む。） 九、家用検査対象外軽自動車 （点検整備記録簿の記載事項等） に、第三号に掲げる自動車にあつては二年間とする。同条第四号 （点検等を含む） 二、法第五十四条第四項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗 （削除） 三、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除 （新設） 四、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車 別表第六に定め
別表第一（事業用自動車、家用貨物自動車等の日常点検基準）（第一条関係）	別表第一（事業用自動車、家用貨物自動車等の日常点検基準）（第一条関係）

改 正 案	現 行
第一、二条（定期点検基準） おは、次に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）の区分に応じ、当該各号に定めると 三、法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車（被牽引自動車に （削除） 四、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除 五、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限 第三、二条（略） 一、次（略） （削除） 八、家用検査対象外軽自動車（二輪の軽自動車を除く。） （点検整備記録簿の記載事項等） 及、第三号に掲げる自動車にあつては二年間とする。同条第四号 （点検等を含む） 二、法第五十四条第四項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗 （削除） 三、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除 （削除） 四、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除 五、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車に限	第一、二条（定期点検基準） おは、次に掲げる自動車（被牽引自動車を除く。）の区分に応じ、当該各号に定めると 一、法第四十八条第一項第一号に掲げる自動車 別表第三 （新設） 二、法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車を除 三、法第四十八条第一項第二号に掲げる自動車（二輪自動車に限 四、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車 別表第六 （新設） 第三、二条（略） 一、次（略） （略） 五、家用検査対象外軽自動車（側車付二輪自動車を含む。） 九、家用検査対象外軽自動車 （点検整備記録簿の記載事項等） に、第三号に掲げる自動車にあつては二年間とする。同条第四号 （点検等を含む） 二、法第五十四条第四項の国土交通省令で定める劣化又は摩耗 （削除） 三、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車（二輪自動車を除 （新設） 四、法第四十八条第一項第三号に掲げる自動車 別表第六に定め
別表第一（事業用自動車、家用貨物自動車等の日常点検基準）（第一条関係）	別表第一（事業用自動車、家用貨物自動車等の日常点検基準）（第一条関係）

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 5 (略)
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 (※1) 4 溝の深さが十分であること。 (※2) 5 デイスク・ホイールの取付状態が不良でないこと。
3 バッテリ	(※1) 液量が適当であること。
4 原動機	(※1) 1 冷却水の量が適当であること。 (※1) 2 フアン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 (※1) 3 エンジン・オイルの量が適当であること。 (※1) 4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 (※1) 5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 (略)	(略)
6 シヤ及びワイパ ーウオツ	(※1) 1 シヤの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 (※1) 2 ワイパの拭拭状態が不良でないこと。
7・8 (略)	(略)

(注) ① (※1) 印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。  
② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	点検内容
(略)	3月ごと	3月ごとと を 加えたもの
置装動制	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合
	(略)	
置装行走	ホイール	(※2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※2) 3 フロント・ホイール・ベアリングの がた
		(※3) 1 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リング及び グ の が た 3 デイスク・ホイールの損傷 グ の が た

点検箇所	点検内容
1 ブレーキ	1 ブレーキ・ペダルの踏みしろが適当で、ブレーキの効きが十分であること。 2 5 (略)
2 タイヤ	1 タイヤの空気圧が適当であること。 2 亀裂及び損傷がないこと。 3 異状な摩耗がないこと。 ※4 溝の深さが十分であること。
3 バッテリ	※ 液量が適当であること。
4 原動機	※1 冷却水の量が適当であること。 ※2 フアン・ベルトの張り具合が適当であり、かつ、ファン・ベルトに損傷がないこと。 ※3 エンジン・オイルの量が適当であること。 ※4 原動機のかかり具合が不良でなく、かつ、異音がないこと。 ※5 低速及び加速の状態が適当であること。
5 (略)	(略)
6 シヤ及びワイパ ーウオツ	※1 シヤの液量が適当であり、かつ、噴射状態が不良でないこと。 ※2 ワイパの拭拭状態が不良でないこと。
7・8 (略)	(略)

(注) ※印の点検は、当該自動車の走行距離、運行時の状態等から判断した適切な時期に行うことで足りる。

別表第3 (事業用自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	点検内容
(略)	3月ごと	3月ごとと を 加えたもの
置装動制	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合
	(略)	
置装行走	ホイール	(※2) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み (※2) 3 フロント・ホイール・ベアリングの がた
		1 リム、サイド・リング及び グ の が た 2 ホイール・デイスクの損傷 グ の が た 3 ホイール・ベアリン

(略)	点火装置	(※2) (※4) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	デISTRIBUTリビュータのキャップの状態
(略)	連結装置		1 カブラの機能及び損傷 2 1 2 ピントル・フックの摩耗、亀裂及び損傷
(略)			

(注) ① (※1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。  
 ② (※2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。  
 ③ (※3) 印の点検は、車両総重量8トン以上又は乗車定員30人以上の自動車に限る。  
 ④ (※4) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行

別表第4 (被牽引自動車の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	3月ごと	1 2 月ごと 3月ごととの点検に次の点検を加えたもの
ブレーキ・ペダル		ブレーキの効き具合	
駐車ブレーキ機構		1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
ホース及びパイプ		漏れ、損傷及び取付状態	
ブレーキ・チャンバ		ロッドのストローク	機能
リレー・エマージェンシ・バルブ			機能
ブレーキ・カム			摩耗
ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー		1 ドラムとライニングとのすき間 (※1) 2 シューの摺動部の摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
バック・プレート			バック・プレートの状態
ブレーキ・ディスク及びパッド		(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※1) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷

(略)	点火装置	(※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期	デISTRIBUTリビュータのキャップの状態
(略)	連結装置		1 カブラの機能及び損傷 2 キング・ピンの亀裂及び損傷 3 ピントル・フック及びルネット・アイの損傷
(略)			

(注) ① (※1) 印の点検は、人の運送の用に供する自動車に限る。  
 ② (※2) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が3か月間当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

(新設)

置 装 置	走 行	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 2 ホイール・ナット ト及びホイール ・ボルトの緩み	(※2) 1 ホイール・ナット 及びホイール・ボルトの損傷 2 リム、サイド・リ ング及びディスク・リ ングの損傷 3 ホイールの損傷 ングのた
	衝 撃	リーフ・サスペンション	スプリングの損傷	取付部及び連結部の緩み、 た及び損傷
		エア・サスペンション	1 エア漏れ (※1) 2 ベロローズの損傷 (※1) 3 取付部及び連結部 の緩み並びに損傷	レベリング・バルブの機能
電 気	電気配線	接続部の緩み及び損傷		
車 体	エア・コンプレッサ	エア・タンクの凝水		
車 体	車枠及び車体	緩み及び損傷		
連 結	連結装置		21 キング・ピン及び損傷 ・アイの摩耗、亀裂及び損傷 ネット	
そ の 他		シヤン各部の給油脂状態		

(注) ① (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が3月当たり2千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

② (※2) 印の点検は、車両総重量8トン以上の自動車に限る。

別表第5 (自家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点 検 箇 所	点 検 時 期	6 月 ごと	6 月 1 2 月 ごと を 加 えた も の 点 検 に 次 の 点 検
(略)			
置 装 動 制	ブレーキ・ペダル	(※1) 1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 (※1) 2 ブレーキの効き具合	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合
	駐車ブレーキ機構	(※1) 1 引きしろ (※1) 2 ブレーキの効き具合	2 1 引きしろ 2 2 ブレーキの効き具合

別表第4 (自家用貨物自動車等の定期点検基準) (第二条関係)

点 検 箇 所	点 検 時 期	6 月 ごと	6 月 1 2 月 ごと を 加 えた も の 点 検 に 次 の 点 検
(略)			
置 装 動 制	ブレーキ・ペダル	(※1) 1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 (※1) 2 ブレーキの効き具合	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合
	駐車ブレーキ機構	(※1) 1 引きしろ (※1) 2 ブレーキの効き具合	2 1 引きしろ 2 2 ブレーキの効き具合

電 気 装 置	(略)		
	点 火 装 置	(※4) (※5) 1 点 火 プ ラ グ の 状 態	デ イ ス ト リ ビ ュ ー タ の キ ャ ッ プ の 状 態
(略)		2 点 火 時 期	

(注) ① (※1) 印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてもよい。  
 ② (※2) 印の点検は、大型特殊自動車に限る。  
 ③ (※3) 印の点検は、道路運送法第80条第1項の規定により受けた許可に係る自動車に限る。  
 ④ (※4) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が6月当たり4千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。  
 ⑤ (※5) 印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

(削除)

電 気 装 置	(略)		
	点 火 装 置	(※4) 1 点 火 プ ラ グ の 状 態	デ イ ス ト リ ビ ュ ー タ の キ ャ ッ プ の 状 態
(略)		2 点 火 時 期	

(注) ① (※1) 印の点検は、大型特殊自動車にあつては、行わなくてもよい。  
 ② (※2) 印の点検は、大型特殊自動車に限る。  
 ③ (※3) 印の点検は、道路運送法施行規則第52条の規定により受けた許可に係る自動車に限る。  
 ④ (※4) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が6か月間当たり4千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

別表第5(二輪自動車の定期点検基準)(第一条関係)

点 検 箇 所	点 検 時 期	6 月 ごと	6 月 1 2 月 ごと を 加 え た も の に 次 の 点 検
取 扱 部 件	ハン ド ル		操 作 具 合
取 扱 部 件	フ ロ ン ト ・ フ ォ ー ク		1 損 傷 2 ス テ ア リ ン グ ・ ス テ ム の 取 付 状 態 3 ス テ ア リ ン グ ・ ス テ ム の 軸 受 部 の が た
制 動 装 置	ブ レ ー キ ・ ペ ダ ル 及 び ブ レ ー キ ・ レ バ ー	1 遊 び 2 ブ レ ー キ の き き 具 合	
制 動 装 置	ロ ッ ド 及 び ケ ー ブ ル 類		緩 み 、 が た 及 び 損 傷
制 動 装 置	ホ ー ス 及 び パ イ プ	漏 れ 、 損 傷 及 び 取 付 状 態	
制 動 装 置	リ ザ ー バ ・ タ ン ク		液 量
制 動 装 置	マ ス タ ・ シ リ ン ダ 及 び イ ー ル ・ シ リ ン ダ 及 び デ イ ス ク ・ キ ャ リ パ		機 能 、 摩 耗 及 び 損 傷
制 動 装 置	ブ レ ー キ ・ ド ラ ム 及 び ブ レ ー キ ・ シ ュ ー 間	ド ラ ム と ラ イ ニ ン グ と の す き	1 ニ シ ュ ー の 摩 耗 部 分 及 び ラ イ 2 ド ラ ム の 摩 耗 及 び 損 傷
制 動 装 置	ブ レ ー キ ・ デ イ ス ク 及 パ ッ ド		1 デ イ ス ク と パ ッ ド と の す き 2 パ ッ ド の 摩 耗 3 デ イ ス ク の 摩 耗 及 び 損 傷

	等スガガ有害、スガガ臭、煙いば								
装置	一酸化炭素等発散防止装置								
装置	プロパイン・ガス還元装置								
冷却装置									水漏れ
燃料装置									3 2 1 燃料漏れ リンク機構の状態 スロットル・バルブの作動及びチ ョーク・バルブの作動
潤滑装置		油漏れ							
本体		2 1 排気の状態 エアー・クリーナ・エレメ ントの状態							2 1 かかり具合及び異音 低速及び加速の状態
電気配線									接続部の緩み及び損傷
バッテリー									ターミナル部の接続状態
点火装置		点火プラグの状態							点火時期
チェーン及びsprocket		チェーンの緩み							摩 耗 sprocketの取付状態及び
ブ ド ラ イ ブ ・ シ ャ フ ト 及 び ド ラ イ ブ ・ シ ャ フ ト									継手部のがた
トランスミッション		油漏れ及び油量							
クラッチ		2 1 クラッチ・レバリの遊び 作用							
ショック・アブソーバ									油漏れ及び損傷
サスペンション・アーム									傷 連結部のがた及びアームの損
ホイール		2 1 タイヤの状態 ホイール・ナット及びホ ール・ボルトの緩み							2 1 フロント・ホイール・ベア リングのがた 2 リヤ・ホイール・ベアリン グのがた

別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所	点検時期		
	1年ごと	1年ごとと2年ごとを加えたもの	
装着あり取じか	(略)		
	ギヤ・ボックス	(※1) 取付けの緩み	
	ロッド及びアーム類	(※1) 1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷	
	かじ取り車輪	(※1) ホイール・アライメント	
パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1 油漏れ及び油量 (※1) 2 取付けの緩み	
装着動制	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキの効き具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキの効き具合	
	(略)		
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	(※1) 1 ドラムとライニングとのすき間 (※1) 2 シューの揺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
ブレーキ・ディスク及びパッド	(※1) 1 ディスクとパッドとのすき間 (※1) 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷	
走行	ホイール	(※1) 1 タイヤの状態 (※1) 2 ホイール・ナット及びホイール・ベアリングの状態	(※1) 1 フロント・ホイール・ベアリングの

別表第6（自家用乗用自動車等の定期点検基準）（第二条関係）

点検箇所	点検時期		
	1年ごと	1年ごとと2年ごとを加えたもの	
装着あり取じか	(略)		
	ギヤ・ボックス	※ 取付けの緩み	
	ロッド及びアーム類	※ 1 緩み、がた及び損傷 2 ボール・ジョイントのダスト・ブーツの亀裂及び損傷	
	かじ取り車輪	※ ホイール・アライメント	
パワー・ステアリング装置	ベルトの緩み及び損傷	1 油漏れ及び油量 ※ 2 取付けの緩み	
装着動制	ブレーキ・ペダル	1 遊び及び踏み込んだときの床板とのすき間 2 ブレーキのきき具合	
	駐車ブレーキ機構	1 引きしろ 2 ブレーキのきき具合	
	(略)		
	ブレーキ・ドラム及びブレーキ・シュー	※ 1 ドラムとライニングとのすき間 ※ 2 シューの揺動部分及びライニングの摩耗	ドラムの摩耗及び損傷
ブレーキ・ディスク及びパッド	※ 1 ディスクとパッドとのすき間 ※ 2 パッドの摩耗	ディスクの摩耗及び損傷	
走行	ホイール	※ 1 タイヤの状態 ※ 2 ホイール・ナット及びホイール・ボルトの緩み	※ 1 フロント・ホイール・ベアリングの ※ 2 リヤ・ホイール・ベアリ

点検箇所	点検時期	
	1年ごと	1年ごとと2年ごとを加えたもの
エグゾースト・パイプ及びマフラー		1 取付けの緩み及び損傷 2 マフラーの機能
フレーム		緩み及び損傷
その他		シヤシ各部の給油脂状態

置	(略)	ボルトの緩み	(※1) 2 リヤ・ホイール・ベアリングのがた
置装達伝力動	(略)	(略)	(略)
	トランスミッション及びトランスファ	(※1) 油漏れ及び油量	(略)
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(※1) 連結部の緩み	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	デフアレシヤル	(略)	(※1) 油漏れ及び油量
置装気電	点火装置	(※1) (※2) 1 点火プラグの状態 2 点火時期 3 デイストリビュータのキャップの状態	(略)
	(略)	(略)	(略)
機動原	本体	(※1) 2 1 排気の状態 2 エア・クリーナ ・エレメントの状態	(略)
	(略)	(略)	(略)
(略)	(略)	(略)	(略)
エグゾースト・パイプ及びマフラ	(略)	(※1) 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
(略)	(略)	(略)	(略)

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

② (※1)印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が1年当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

③ (※2)印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行わないことができる。

別表第7 (二輪自動車の定期点検基準) (第二条関係)

点検箇所	点検時期	1年ごと	2年ごと
	点検箇所	ハンドル	1年ごとの点検に次の点検を加えたもの
装り取じか	フロント・フォーク	ステアリング・ステムの軸受部のがた	1 損傷 2 ステアリング・ステムの取付状態
	ハンドル	操作具合	

置	(略)	ングのがた	(略)	
				(略)
置装達伝力動	(略)	(略)	(略)	
	トランスミッション及びトランスファ	(略)	※ 油漏れ及び油量	
	プロペラ・シャフト及びドライブ・シャフト	(略)	※ 連結部の緩み	自在継手部のダスト・ブーツの亀裂及び損傷
	デフアレシヤル	(略)	※ 油漏れ及び油量	(略)
置装気電	点火装置	(略)	※ 1 点火プラグの状態 2 点火時期 3 デイストリビュータのキャップの状態	
	(略)	(略)	(略)	
機動原	本体	(略)	※ 1 排気の状態 2 エア・クリーナ・エレメントの状態	
	(略)	(略)	(略)	
(略)	(略)	(略)	(略)	
エグゾースト・パイプ及びマフラ	(略)	(略)	※ 取付けの緩み及び損傷	マフラの機能
(略)	(略)	(略)	(略)	(略)

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、最初の2年目の点検に係る技術上の基準は1年ごとの欄に掲げるものとし、最初の3年目の点検に係る技術上の基準は2年ごとの欄に掲げるものとする。

② ※印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の走行距離が年間当たり5千キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検を行うべきこととされる時期に当該点検を行わなかつた場合を除き、行わないことができる。

(新設)





置装防止防散発の等スガガな害有、スガガるあ臭悪、煙いば		機動原	
装置 一酸化炭素等発散防止			
装置 プロパイ・ガス還元			配管の損傷
マフラー	取付けの緩み及び損傷		マフラーの機能
フレーム	緩み及び損傷		
その他	シャシ各部の給油脂状態		
装置 冷却装置	水漏れ		
装置 燃料装置	3 2 1 燃料漏れ リンク機構の状態 スロットル・バルブ及び チョーク・バルブの作動状態		
装置 潤滑装置	油漏れ		
装置 本体	(※1) 1 エア・クリーナ ・エレメントの状態 2 低速及び加速の状態 3 排気の状態		接続部の緩み及び損傷
装置 電気配線			
装置 バッテリー	ターミナル部の接続状態		

(注) ① 法第61条第2項の規定により自動車検査証の有効期間を3年とされた自動車にあつては、2年目の点検は1年ごとの欄に掲げる基準によるものとし、3年目の点検は2年ごとの欄に掲げる基準によるものとする。

② (※1) 印の点検は、自動車検査証の交付を受けた日又は当該点検を行つた日以降の

走  
を  
走  
き  
を  
わ

③

行距離が1年当たり1千5百キロメートル以下の自動車については、前回の当該点検  
行すべきこととされる時期に当該点検を行わなかった場合を除き、行わないことがで  
る。  
（※2）印の点検は、点火プラグが白金プラグ又はイリジウム・プラグの場合は、行  
ないことができる。

別表第8（劣化又は摩耗により生ずる状態）（第五条関係）  
（略）

別表第7（劣化又は摩耗により生ずる状態）（第五条関係）  
（略）





2 (略)

別表第四 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
(略)		
走行装置	はりデム、イサイド・ホイール又	損傷
(略)		

(削除)

別表第五 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
(略)		
走行装置	リム又はディスク・ホイ	損傷
(略)		

別表第六 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
走行装置	リム又はディスク・ホイ	損傷
緩衝装置	・シヤブソバね又はシヨック	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション	変速機構の機能
原動機		運転状態

2 (略)

別表第四 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
(略)		
走行装置	はりホム、イサイド・デ、イスク又	損傷
(略)		

別表第五 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
走行装置	スリム又はホイール・デ、イ	損傷
緩衝装置	・シヤブソバね又はシヨック	緩衝能力
動力伝達装置	トランスミッション	変速機構の機能
原動機		運転状態

別表第六 (第六条関係)

点検箇所		点検内容
(略)		
走行装置	スリム又はホイール・デ、イ	損傷
(略)		

(新設)

